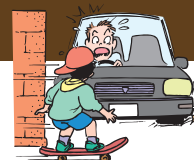


第三者行為求償事務に関するお知らせ

本会では、保険者等から交通事故等に起因する第三者行為損害賠償求償事務を受託し、保険者等事務の軽減と財政の健全化を支援しています。



平成28年度の収納実績額は約17億円でした

平成28年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業実施状況

	受託件数(件)		収納件数(件)		収納金額(円)	
		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)
国民健康保険	995	112.9	1,016	147.7	814,020,261	166.1
後期高齢者医療	836	122.6	722	129.6	890,466,177	158.2
合 計	1,831	117.1	1,738	139.6	1,704,486,438	161.9

事故の発見

国保法施行規則第32条の6により、第三者行為によって生じた負傷について医療等の給付を受けた場合は、被保険者は保険者に届け出なければなりません。

このため、保険者においても広報資料(HPへの掲載・パンフレット・医療費通知など)を通じて被保険者等に呼びかける他、次のような方法で交通事故等の発見を行ってください。

【レセプト等の記載からの発見】

- 特記事項から………特記事項に記載されている「10、第三」からの発見
- 傷病名欄から………特に救急病院・外科・整形外科病院等のレセプトを中心に、交通事故に伴い発生すると推測される「骨折・打撲・捻挫(頸椎)・挫創など」をチェックし、当該被保険者に負傷の原因を確認する。
- 各種支給申請書から……療養費・高額療養費・葬祭費等の各種支給申請書に記載されている「第三者行為の有無」からの発見

【国保連合会からの通知による発見】

本会では、第三者行為レセプトの発見手段として「国民健康保険第三者行為該当者一覧表」を提供しています。レセプト(診療報酬明細書)の特記事項欄に「10、第三」の記載があったものを表示しておりますので、当該被保険者に負傷の原因を確認できます。

国保総合システムの国保共同電算処理システム「第三者行為求償対象レセプト確認」画面にて、第三者行為求償の疑いのあるレセプトを確認いただけます。

【その他の発見方法】

新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報にご留意願います。

【問合せ先】 企画事業部 管理課 求償係 TEL: 03-6238-0147